

平成25年度第3回森林の未来を考える懇談会資料

森林林業関係の重点施策について

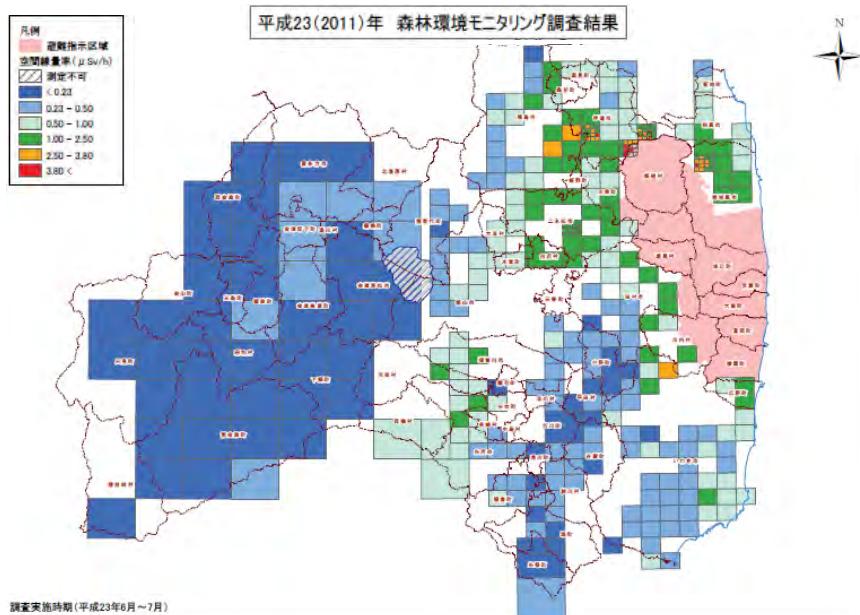
- 森林除染について
- 森林再生への取組について
- 県産材の活用について
- 海岸防災林について
- 全国植樹祭の招致について

平成25年12月25日

福島県 農林水産部 森林計画課

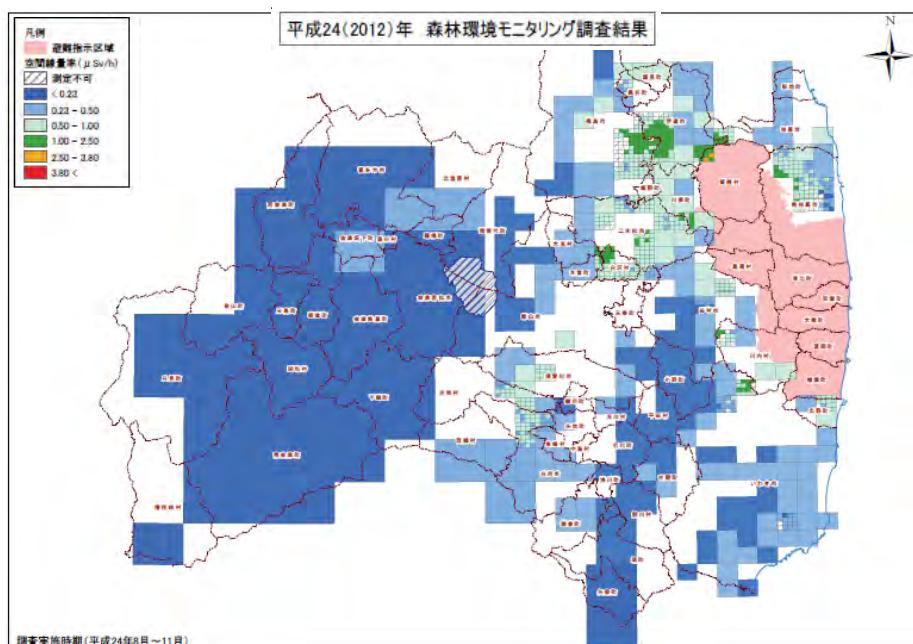


森林環境モニタリング結果 (H23とH24を対比)



○ モニタリング結果

- ・ 空間線量率が前年から約38%低減。
- ・ 空間線量率と樹皮のCs濃度は相関が高い。
8,000Bq/kgの樹皮は、空間線量率1.55 $\mu\text{Sv}/\text{h}$



○ 調査箇所

H23 362カ所 H24 925カ所
H25 948カ所

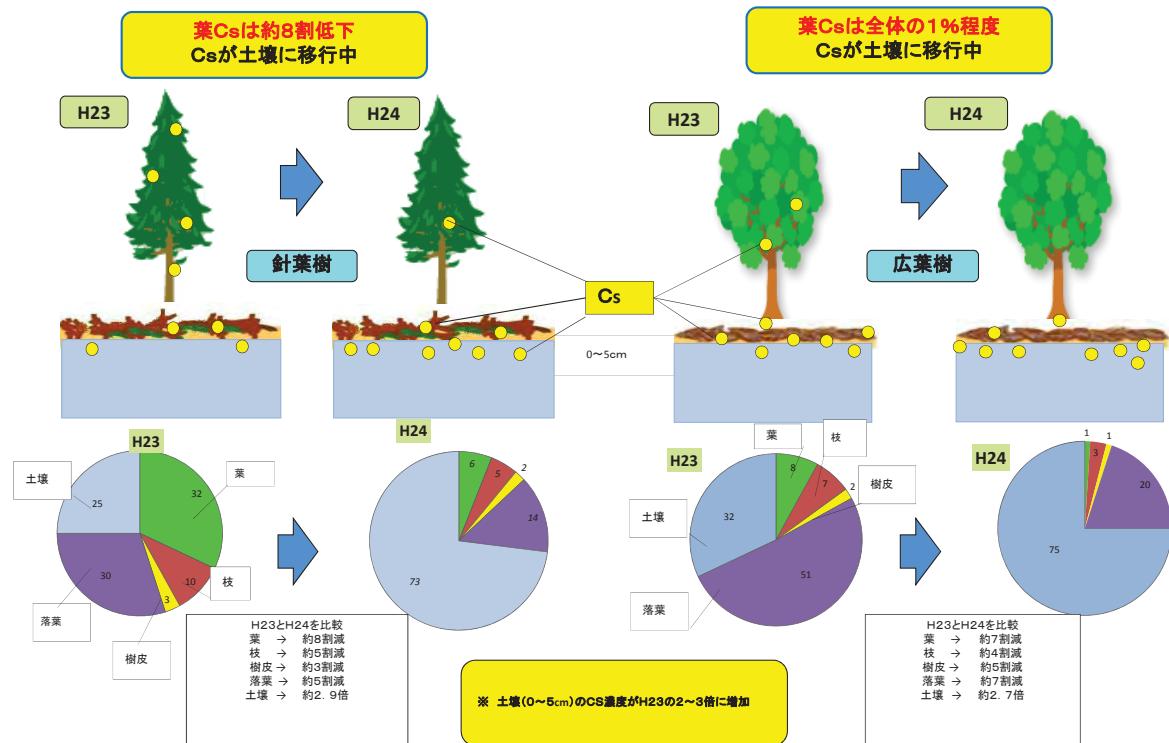
○ 平均線量率(同一調査地点350カ所を対比)

H23(H23. 11～12)	0.82 $\mu\text{Sv}/\text{h}$
H24(H24. 8～11)	0.51 $\mu\text{Sv}/\text{h}$
△ 0.31 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (38%減)	

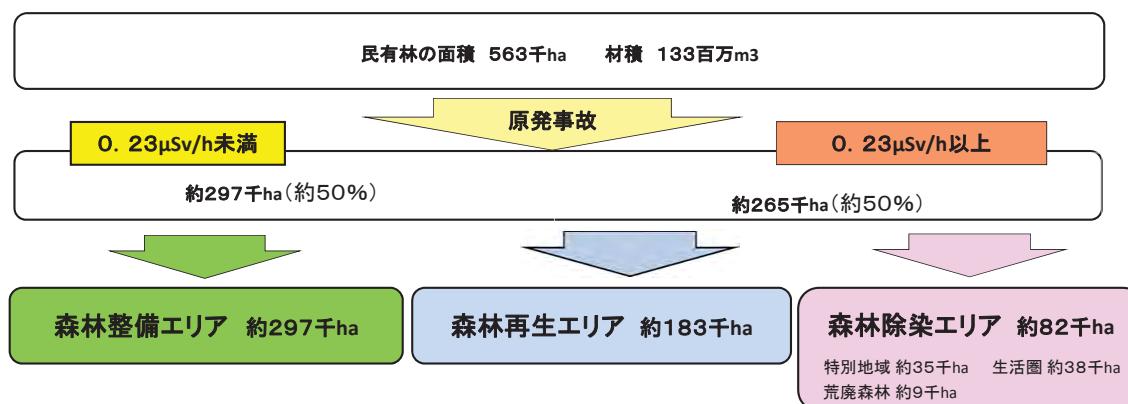
森林の放射性物質の分布状況調査

(農林水産省H25.3.29公表、福島県林業研究センター協力)

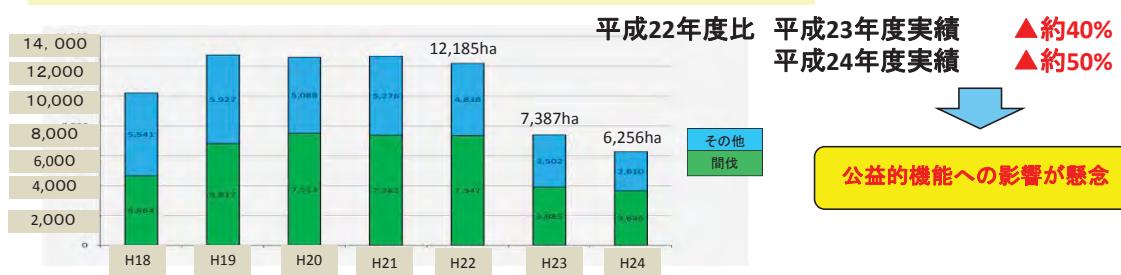
図中の「Cs」は放射性セシウムの略称



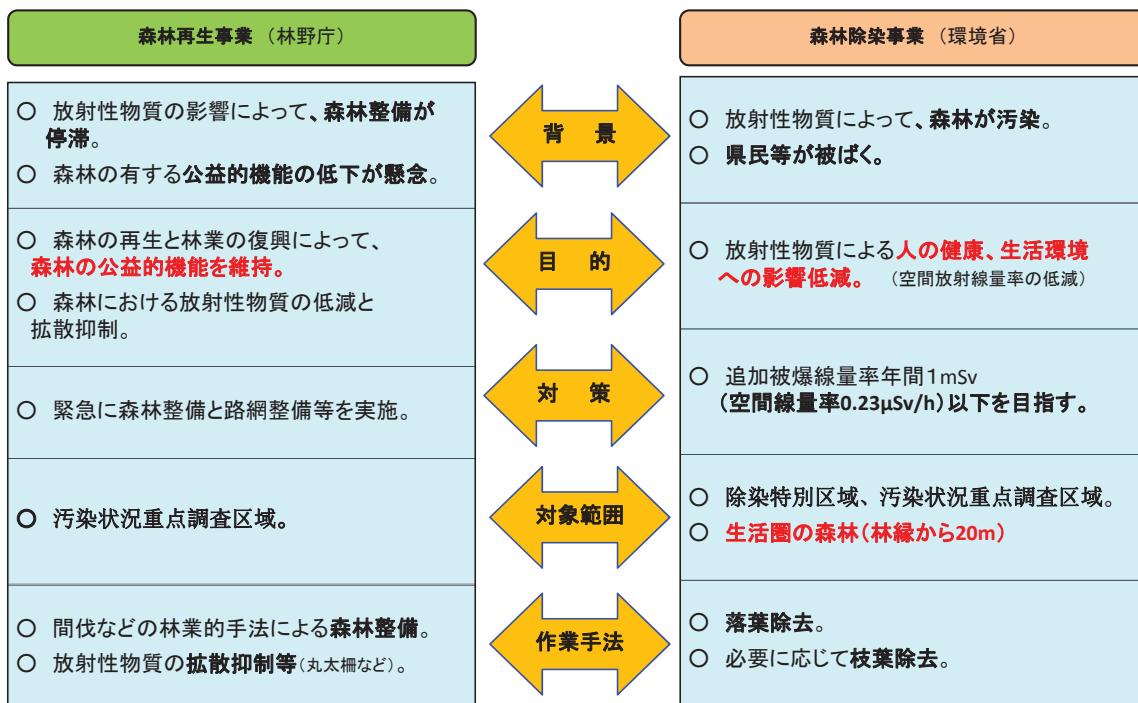
民有林における放射性物質の状況とエリア区分



震災後、森林整備が停滞 (森林整備面積の推移)

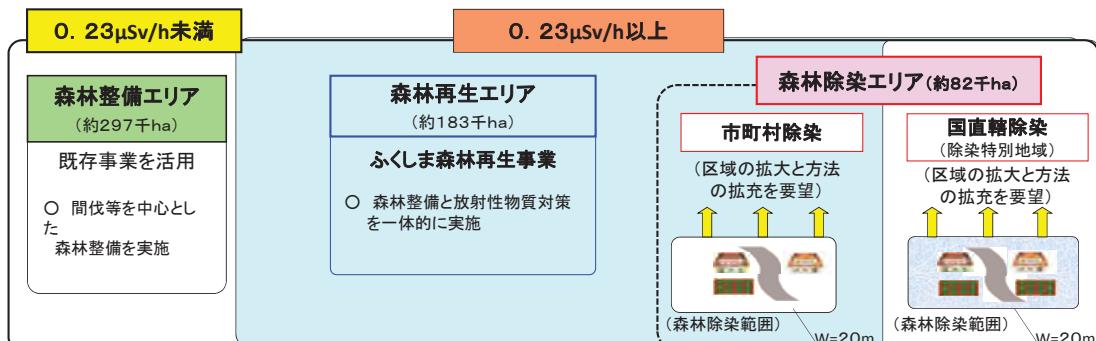


森林再生と森林除染の比較



森林除染に係る県の取組状況について

- 森林除染については、国へ実証試験等の結果を提供しながら、対象区域の拡大や、森林全体の除染方針の速やか決定などをあらゆる機会を通じて強く要望してきたところ。（国への主な提言・要望活動：H25.4.16、H25.6.12、H25.8.23）
- 9月10日、環境省から森林除染の方向性が示されたが、対象区域の拡大は限定的であり、住居等近隣以外の森林除染の方針が明確にされないなど、十分な内容とは言えなかった。
- 今後とも、地域の実情に合わせた柔軟な対応について、引き続き国に求めていく。



森林再生について

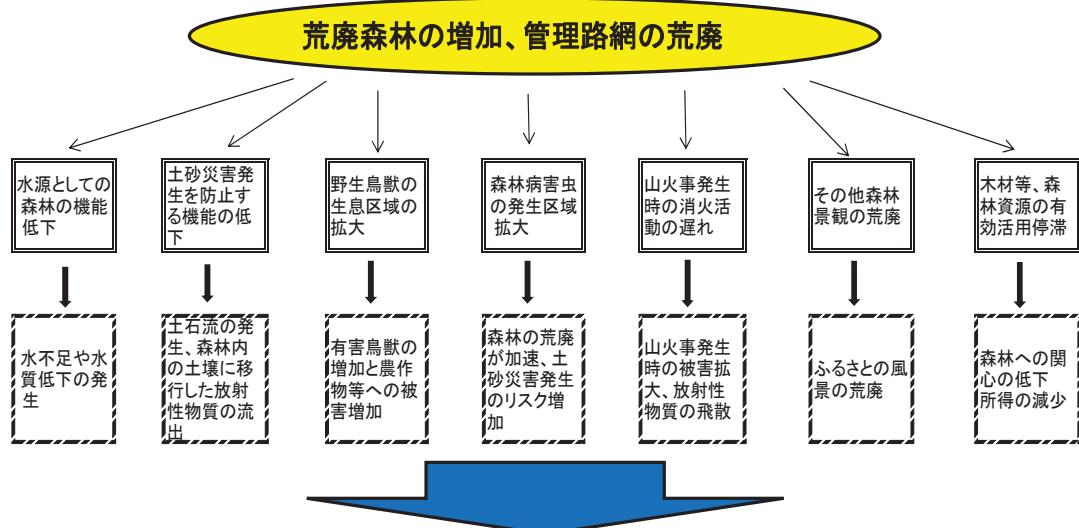
ふくしま森林再生事業を創設

本県の森林は、原発事故による放射性物質の影響によって、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源かん養や山地災害防止などの公益的機能の低下が懸念されている。このため、間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する「ふくしま森林再生事業」に取り組んでいる。



森林整備の停滞による影響

放射性物質の影響による森林整備の停滞
・平成23年度の整備面積、震災前の60%
・平成24年度の整備面積震災前の50%



ふくしま森林再生事業の概要

1 事業目的

原発事故によって森林が広範囲に放射性物質で汚染されており、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する水源かん養や山地災害防止等などの公益的機能が低下している。このため、間伐等の森林施業と路網整備を一体的に実施し、森林の公益的機能を維持しながら放射性物質を削減し、本県の森林再生を図る。

2 対象区域

汚染状況重点調査地域等

3 事業主体

市町村等

4 事業内容と補助率

(1) 放射性物質対策 補助率:定額 (10／10)

事業内容

① 事業計画樹立等(全体計画、年度別、面積、事業費、同意取得等)

② 森林調査(空間線量率、資源、利活用、路網等)

③ 枝葉等処理等(分別、粉碎、梱包、運搬、棚積み等)

④ 効果調査等

(2) 森林整備等 補助率:72% (国54%、県18%)

※ 補助残額には「震災復興特別交付税措置」がある。

事業内容

⑤ 森林整備(間伐、更新伐、除伐、下刈り、植栽等)

⑥ 路網整備(作業道、土場、作業ヤード等)

5 事業実施者(例)

発注者(事業主体:市町村等)

(ソフト部門)民間企業、公的団体等

○ソフト事業

全体計画樹立

設計積算

事業計画作成

実施設計書作成

森林状況調査

現場管理

住民説明会

効果調査・評価

所有者同意書取得

(ハード部門)森林組合、林業事業体

○ハード事業

森林整備(間伐、更新伐、植栽等)

路網整備(作業路、土場等)

枝葉等処理(破碎、梱包、運搬、保管等)

拡散防止(木柵、丸太柵、溜柵等)

6 県の予算措置

平成24年度2月補正	1, 639百万円
平成25年度当初	2, 497百万円
平成25年度全体	4, 136百万円

計画事業量	森林整備 1, 000ha
	路網整備 60, 000m
	その他 計画樹立等

森林再生の施業例



ふくしま森林再生事業取組市町村名
(平成25年10月)

○6月補正

[福島市、二本松市、伊達市、国見町、大玉村、石川町、矢吹町、矢祭町、柳津町]

○9月補正

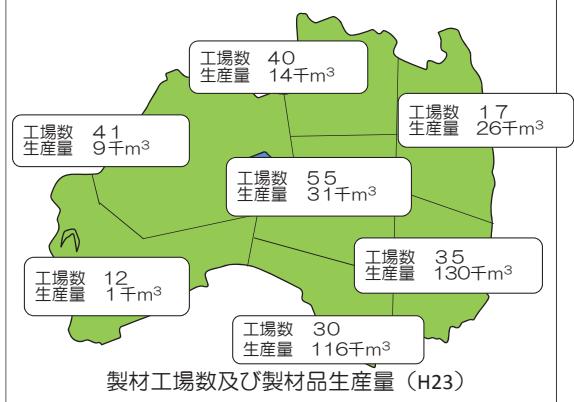
[川俣町、本宮市、郡山市、田村市、古殿町、白河市、棚倉町、鮫川村、南相馬市、新地町、いわき市]

「県産材の活用」について

○本県林業・木材産業の現状

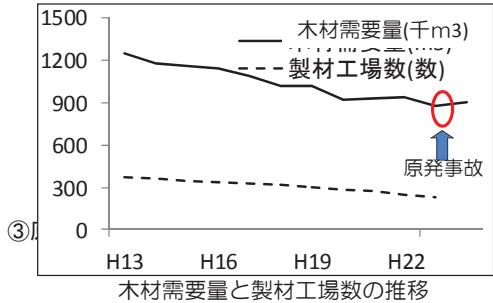
- ・本県は全国有数の林業・木材産業県
- ・素材(丸太)の生産量はスギやマツが多い。
- ・製品は県南地域、いわき地域からの生産量が全体の約3/4を占める。

項目	数量(単位)	全国順位
森林蓄積量	186,780千m ³	4
素材生産量	691千m ³	8



○本県林業・木材産業の主要課題

- ①製材工場数、製品供給量の減少
- ②住宅着工戸数の減少に伴う木材需要量の減少



○事故発生直後及び汚染
碎石問題の発生時に製材
品の注文キャンセルや取
引停止、素材の受入停止
などが発生

○放射性物質が付着して
いるバークは、原木市場
や製材工場等に滞留、生
産活動に影響



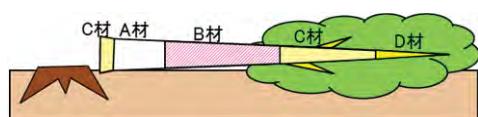
県産材の安定供給体制の整備

- 伐採された木材を余すこと無く使い切る「県産材のフル活用」を促進。
- 木材加工流通施設の整備や高性能林業機械の導入など安定供給体制の整備を促進。

- ①高性能林業機械導入による作業効率の向上

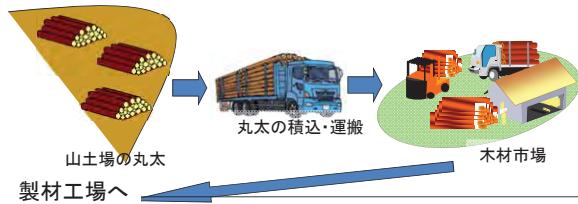


②所持する全ての木材をフル活用



A 材	製材用丸太	→
B 材	合板、集成材等 用丸太	→
C 材	製紙用チップ用 丸太	→
D 材	ほとんど使われ ていない	

- ③生産量の増大、品質・性能の向上など県産材の安定供給に
つながる“木材加工流通施設”的整備を重点的に支援



県産材の需要拡大

- 建築用材は、戸建住宅に加えて、これまでRC造、鉄骨造が多かった建築物等にも積極的に利用。
- 林地残材や製材端材などは燃料用木材として、木質バイオマス利用施設に積極的に利用。

建築用材(柱、梁、桁、内装材など)

①「戸建住宅」への利用促進

ブランド材「とってお木」のPR、家づくりグループへの支援

②「公共施設」の木造化・木質化

県産材の大口需要につながるとともに、シンボリックな施設としての波及効果が高く、整備費用等を支援

- ・平成22年度、公共建築物等利用促進法の制定
- ・平成23年度、ふくしま県産材利用推進方針の策定
- ・平成23年度以降、各市町村が市町村方針を順次策定



土木部と連携し、木造住宅や内装材に県産材を優先利用

	建設戸数	木造率
岩手県	13,984戸	26.7%
宮城県	22,042戸	13.0%
福島県	15,788戸	42.6%
その他	315戸	-
合計	52,129戸	25.6%



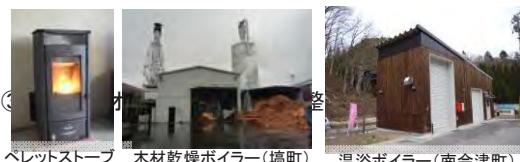
燃料用木材(チップ、ペレットなど)

①福島県木質バイオマス安定供給指針の策定

森林の資源量や木材チップの供給能力などの情報を集約するとともに、市町村や事業者等に提供し、県内における木質バイオマス利用施設の計画立案を促進。

②木質バイオマス“熱利用施設”的導入促進

- ・薪ストーブやペレットストーブ、木材乾燥施設や温浴施設などの熱源用ボイラーの導入を支援。



・白河ウッドパワー(白河市)、グリーン発電会津(会津若松市)の2市で稼働

- ・発電施設の整備については、地域住民の合意形成を慎重に進めながら支援。



県産材の安全・安心の確保

- 木材製品には放射性物質を考慮した使用基準値は無い。製材品の表面線量調査を続けながら、

安全性を確認し、公表。

- 製材工場等におけるパークの滞留は続いているが、徐々に処理が進む。

【素材生産の制限】

帰還困難区域や居住制限区域における営林活動、木材製品の出荷は制限。

避難指示解除準備区域においては、空間線量率に留意しながらの活動が必要(<2.5 μ Sv/h)。県では立木の濃度調査等を展開し、汚染状況を確認。



【県による製材品の確認調査】

県産材を製材、出荷している全工場において、県が定期的に製材品の表面線量を測定。専門家よりすべて安全であるとの評価。

継続的な調査が必要。

<調査結果>



回数	工場数	検体数	最大値
7回	のべ780工場	6701本	92cpm ※92cpmは0.0031 μ Sv/hに相当

【木材団体による自主検査等】

県では、主な木材市場、製材工場に検査機器を配備。

木材関係団体では、自主管理基準値(1000cpm)を定め、製材品等の自主検査を実施。



【パークの滞留と対応】

製材の過程で発生するパークの多くは、畜産農家や堆肥製造業者に引き取られていたが、原発事故により、その多くが停止。

その後、産業廃棄物としての処理、仮置き場の造成、ペーラーによる減容化などにより、徐々に滞留の解消が進む。

○県の主な対応

- ・県産パーク堆肥の導入実証
- ・資金貸付による事業者負担の軽減
- ・東京電力への混焼要請



ペーラーによるパークの圧縮

海岸防災林の被害状況

- 平成23年3月11日の東日本大震災(最大震度6強)による大津波により、農地等を保全していた海岸防災林の6割(155ha)が流失。

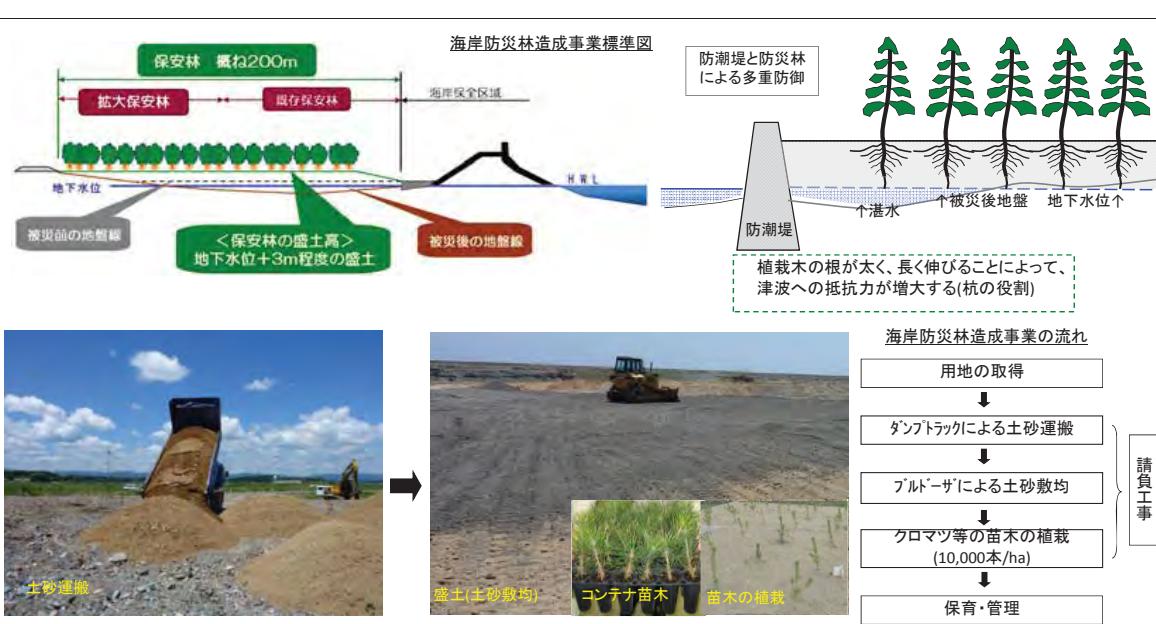
◇ 災害発生状況



海岸防災林の復旧方法

- 海岸防災林の復旧に際し、可能なところは概ね200mまで林帯幅を広げ、盛土により地下水位から3m程度の基盤を確保し、クロマツ等による防災林を造成することで、津波防災機能を強化。(H25現在、約500ha)

◇ 復旧方法



海岸防災林の復旧工程

- 海岸防災林は、市町の復興整備計画を踏まえ、新たな拡大部分について事業用地の取得を行い造成することとし、平成32年度までの完成を目指して計画的に進める。

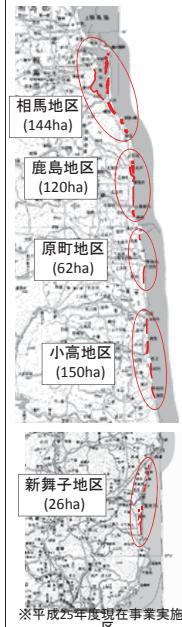
◇ 復旧工程

<海岸防災林造成事業全体計画工程>

地区	区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
鹿島地区 原町地区 (H23~H32)	委託	~			■						
	用地買収	震									
	盛土					■					
	植栽	災									
相馬地区 小高地区 (H25~H32)	委託			■							
	用地買収	発									
	盛土										
	植栽	生									
新舞子地区 (H23~H25)	委託	~	■	■	■	■					
	植栽										

■ 実施 ■ 計画

復旧箇所位置図及び面積



<海岸防災林造成事業地区の被災状況>



海岸防災林の復旧課題と対応

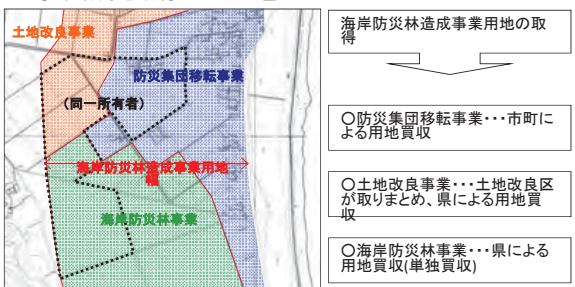
- 新たな用地取得や盛土材料の確保等の課題に対して、復興事業の特例措置や広域圏からの材料確保などにより円滑な事業の進捗を目指す。

◇ 復旧課題

○ 用地取得に関する課題



事業別用地取得イメージ図



○工事(盛土材料)に関する課題



全国植樹祭の招致について

○全国植樹祭とは

国土緑化運動の中心的な行事として、天皇皇后両陛下のご臨席の下、全国各地からの参加者を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に昭和25年の山梨県での開催に始まり、毎年春に開催されています。

○本県と全国植樹祭

本県では、昭和45年5月に猪苗代町天鏡台を会場とした「第21回全国植樹祭」が、「後継者の森」をテーマにして開かれ、天皇皇后両陛下のお手植えに続いて、県内外から2万3千人の参加者がアカマツの苗木を植えました。

式典では、両陛下のお手植えの介添えを林業後継者が務めたほか、林業後継者大会などの新たな取り組みがなされ、「福島方式」と呼ばれたこの方法は、現在も引き継がれています。また、それまでの「植樹行事及び国土緑化大会」から「全国植樹祭」と名称が改められたのも福島県の開催からでした。



昭和45年5月(植樹祭当時)



平成25年7月(現在)

全国植樹祭の招致について

○招致に向けた準備

平成24年9月議会において、知事が震災からの復興のシンボル事業として、全国植樹祭の平成30年開催を目指して招致に取り組むことを表明し、現在、開催県からの情報収集やスケジュールの検討など招致に向けた準備を進めています。

開催までのスケジュール(想定)						
年度 事項	平成25年度 (5年前)	平成26年度 (4年前)	平成27年度 (3年前)	平成28年度 (2年前)	平成29年度 (1年前)	平成30年度 (開催年)
決定事項		■ 基本構想 ・大会理念 ・大会テーマ等	■ 基本計画 ・式典演出構想 ・会場整備計画 ・植樹・広報計画	■ 実施計画 ・式典演出計画 ・宿泊輸送計画	■ 運営計画 ・マニュアル決定	■ 植樹祭開催
主な実務	・招致準備 ・開催県等調査	・大会テーマ募集 ・プレイベント	・シンボルマーク等募集 ・会場整備	・広報、PR活動		
国土緑化推進機構		■ 開催内定	■ 開催決定	■ 基本計画承認	■ 実施計画承認	
実施組織		■ 全国植樹祭準備委員会 ・府内連絡会議	■ 全国植樹祭実行委員会	■ 運営本部		